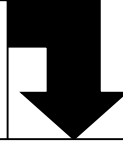


【的中問題！】一部ご紹介致します！

大原：直前対策模擬試験②－第23問

独占禁止法に関する記述として、最も適切なものはどれか。解答は問25へマークせよ。

- ア 課徴金の対象は、不当な取引制限、私的独占、不公正な取引方法のすべてに
ぶ。
- イ 課徴金納付命令の対象となったものと同一の事件について罰則が確定した場
でも、原則として課徴金納付命令の課徴金額が変わることはない。
- ウ 申請による課徴金の減免に加え、事業者が事件の解明に資する調査協力を行
った場合には、調査開始前で最大20%、調査開始後では最大10%の課徴金減算率
与えられる。
- エ 課徴金の適用対象とは異なり、課徴金減免制度（リニエンシー）の独占禁止
違反対象は、不当な取引制限やこれを内容とする国際的協定のみであり、不公
な取引方法には適用されない。



本試験：第7問

独占禁止法が定める課徴金減免制度に関する記述として、最も適切なものはどれ
か。

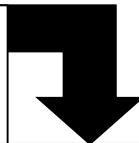
なお、令和2年12月25日改正後の制度によるものとし、本問においては、いわ
ゆる調査協力減算制度における協力度合いに応じた減算率は考慮しないものとす
る。

- ア 課徴金減免制度における申請方法は、所定の報告書を公正取引委員会に郵送又
は持参することにより提出する方法に限られ、電話により口頭で伝える方法や電
子メールにより所定の報告書を送信する方法は認められていない。
- イ 課徴金減免制度の対象は、いわゆるカルテルや入札談合といった不当な取引制
限行為の他に、優越的地位の濫用行為も含まれる。
- ウ 調査開始後に課徴金減免申請を行った場合、調査開始前に課徴金減免申請を
行った者がおらず、かつ、調査開始後の課徴金減免申請の申請順位が1位の場合
であっても、申請順位に応じた課徴金の減免を一切受けることはできない。
- エ 調査開始前に単独で課徴金減免申請を行い、その申請順位が1位の場合、申請
順位に応じた減算率は100%（全額免除）である。

大原：公開模擬試験－第22問

遺留分に関する記述として、最も不適切なものはどれか。解答は問23へマークせ
よ。

- ア 遺留分権利者は法定相続人のうち、配偶者、直系尊属、直系卑属、兄弟姉妹
ある。
- イ 相続人が直系尊属のみの場合は、遺留分は被相続人の財産の3分の1となる
- ウ 中小企業経営承継円滑化法の遺留分特例を利用するには、推定相続人全員の
同意、経済産業大臣の確認、家庭裁判所の許可が必要になる。
- エ 遺留分侵害額請求によって生じる権利は、金銭債権となる。



本試験：第17問設問2

会話の中の下線部について、経営承継円滑化法における民法の特例に関する記
述として、最も適切なものはどれか。

- ア 経営承継円滑化法における民法の特例を受けることができるのは、中小企業
者のみで、個人事業主の場合は、この特例を受けることはできない。
- イ 経営承継円滑化法における民法の特例を受けるためには、会社の先代経営者
からの贈与等により株式を取得したことにより、後継者は会社の議決権の3分
の1を保有していれば足りる。
- ウ 経営承継円滑化法における民法の特例を受けるためには、経済産業大臣の確
認と家庭裁判所の許可の双方が必要である。
- エ 経営承継円滑化法における民法の特例を受けるためには、推定相続人全員の
合意までは求められておらず、過半数の合意で足りる。

⑤ 経営法務

【総評】

令和5年度の本試験は、問題数は21題（昨年22題）、設問数は25問（昨年25問）であり、昨年度とほぼ同じ問題構成であった。ボリュームは例年並みといえる。

出題内容は、会社法関連が8問（昨年9問）、知的財産権関連が7問（昨年9問）、民法が1問（昨年5問）・その他が9問（昨年2問）であった。

出題内容の特徴としては、会社法関連の出題は昨年よりも1問少なく、民法の出題数も昨年に続き減少した。さらに知的財産権関連の出題も減少しているが、出題の中心は、会社法と知的財産権関連であると言える。ただし、民事再生法や独占禁止法、製造物責任法、景表法などの出題が増加した。

全体的な難易度は、出題数が多かった会社法関連、従来から比較的得点を確保しやすかった知的財産権関連を合わせても標準レベルの問題が多く、また、過去に出題された論点と同様の論点が多く出題されていたことを考慮すると、昨年度と同様の難易度（取り組みやすい）であったと思われる。したがって、過去問題にしっかりと取り組んでいた受験生であれば、合格基準点である60点を上回る得点を獲得することも期待できると思われる。以下、各分野について見ていく。

会社法関連は、第1問～第6問の計8問であった。第2問（監査役会設置会社における取締役・監査役の株主総会における選解任決議）、第6問（事業譲渡と吸収合併）などで得点を稼ぎたい。

知的財産権関連は、第9問～第15問の計7問であった。会話文形式の事例問題が多く見受けられたことで、一見すると難解な問題に感じられたかもしれないが、基本的な知識で対応できるものも多かったため、対応しやすかったものと思われる。第14問（実用新案登録後での特許出願）、第15問（商標登録出願）などで得点を稼ぎたい。

民法・その他は、民法1問（第21問）、その他（第7問、第8問、第16問～第21問）の計10問であった。特に、第17問（経営承継円滑化法）は得点すべきであり、その他の問題も、基本的な知識に基づき選択肢を絞り込むことで、可能な限り得点を拾うことが必要であった。

以上